

職業安定分科会雇用保険部会(第142回)	資料1-1
令和2年9月16日	

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

(諮問文掲載予定)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用保険法第六条第五号に規定する船員法第一条に規定する船員であつて、漁船に乗り組むため雇用される者のうち雇用保険法を適用することとなる者は、次に掲げる漁業に従事する漁船に乗り組むため雇用される者とする事とすること。

1 以西底びき網漁業

2 遠洋底びき網漁業

3 基地式捕鯨業

4 母船式捕鯨業

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行すること。